

# 所沢市立東中学校PTA会則

## 第一章 総 則

- 第1条 この会は所沢市立東中学校PTAと称する。
- 第2条 この会の事務所は所沢市立東中学校内におく。
- 第3条 この会は所沢市立東中学校の教育振興ならびに会員相互の教養と親睦をたかめ、生徒の福祉増進をはかることを目的とする。
- 第4条 前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- 1 学校行事への協力
  - 2 教育環境の充実をはかる
  - 3 講演会、その他による会員の研修
  - 4 その他、この会の目的達成に必要な事項

## 第二章 会 員

- 第5条 この会の会員は、所沢市立東中学校の教職員と生徒の保護者とする。
- 第6条 この会の会員は、すべての役員に立候補することができる。

## 第三章 組 織

- 第7条 この会はPTA役員によって組織される。
- 第8条 PTA役員は、主に各種PTA事業の運営・学校行事の補佐や、家庭教育学級の運営等を担当し、地域との連携を図る。
- 1 PTA役員は、会員のなかから学年委員と広報委員と教養委員と事業推進委員を互選により選出する
  - 2 学年委員会は、学年ごとに正副学年委員長を互選する
  - 3 全教養委員の中から、正副教養（家庭教育学級）委員長を互選する
- 第9条 この会は次の専門委員会をおく。
- 学年委員会 広報委員会 教養（家庭教育学級）委員会 事業推進委員会
- 第10条 この会は次の特別委員会をおく。
- 選考委員会 予算委員会
- 第11条 選考委員会（選挙委管理も兼ねる）は、会長・副会長・会計監査の候補者を選考する。選考委員および役員候補者の選出方法は細則による。
- 第12条 予算委員会は本部役員、各学年委員会1名、各専門委員会1名で構成し、予算案を提案する。

## 第四章 会 議

第 13 条 この会には次の会議をおく。

総会・運営委員会・本部会

第 14 条 総会は本会の最高議決機関であって全会員をもって構成する。

第 15 条 この会は毎年 1 回定期総会を開く。ただし必要に応じて、臨時総会を開くことができる。臨時総会は運営委員会および会長が必要と認めた時、または会員の 5 分の 1 以上の要求があった時に会長がこれを招集する。

第 16 条 定期総会は、毎年年度初めに書面総会により開催し、次の事項を審議、承認、決定する。

- 1 前年度の事業報告
- 2 前年度の会計決算報告書
- 3 新年度の事業計画案
- 4 新年度の予算案
- 5 新年度の役員選出
- 6 会則およびその他の重要事項

第 17 条 総会は出席世帯数（委任状提出者）の過半数の同意で議決する。

第 18 条 総会は会日より 1 週間以前に全会員に対して通知を発することを要す。

第 19 条 運営委員会は役員および正副専門委員長で構成し、必要に応じてこれを開き、次の事項を決める。

- 1 事業運営に関する事項
- 2 予算・決算に関する事項
- 3 細則およびその他必要な事項（運営委員会にて細則を改定した場合は、総会での報告・確認事項とする）

第 20 条 本部会は正副会長・書記・会計で構成し、必要に応じてこれを開き、次の事項を決める。

- 1 緊急事項の処理
- 2 事業の企画
- 3 規約およびその他必要な事項（役員会にて規約を改定した場合は、運営委員会での報告・確認事項とする）

第 21 条 校長はすべての会議に出席し、意見を述べることができる

## 第五章 役員と会計監査

第 22 条 会長 1 名・副会長 3 名（P 2、T 1）・書記 3 名（P 2、T 1）・会計 3 名（P 2、T 1）  
会計監査 4 名（P 2、T 2）但し、副会長、書記、会計、会計監査は適宜増減することができる

第 23 条 役員と会計監査の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は会務を統轄し、各会議を招集する
- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する
- 3 書記は会議の記録ならびにこの会の庶務を担当する

4 会計はこの会の会計事務を処理する

5 会計監査は会の会計監査を行う

第24条 役員と会計監査の選出

1 会長・副会長および会計監査は、選考委員会で会員中より選出し、総会の承認を得るものとする

2 書記および会計は、会員中より会長が委嘱し、総会において承認を得るものとする

第25条 役員の任期は一年とする。ただし再任を妨げない。補欠役員は前役員の残任期間とする。

第六章 庶務会計

第26条 この会の経費は会費、その他の収入をもってあてる。

第27条 会員の会費は1世帯あたり年額2,000円とする。

第28条 この会の会計年度は毎年4月1日より3月31日までとする。

第29条 この会に次の帳簿をおく。

会員名簿                  役員名簿                  会計簿                  記録簿

第七章 附 則

第30条 この会則は昭和28年4月1日から施行する。

昭和39年	4月22日	一部改正	昭和40年	4月26日	一部改正
昭和41年	5月9日	一部改正	昭和43年	5月8日	一部改正
昭和44年	5月14日	一部改正	昭和45年	6月16日	一部改正
昭和47年	6月8日	一部改正	昭和48年	6月28日	一部改正
昭和49年	4月26日	一部改正	昭和50年	5月7日	一部改正
昭和52年	5月7日	一部改正	昭和53年	5月13日	一部改正
昭和54年	5月12日	一部改正	昭和57年	5月1日	一部改正
昭和58年	5月7日	一部改正	昭和59年	4月28日	一部改正
昭和60年	11月26日	一部改正	昭和62年	12月11日	一部改正
平成5年	5月1日	一部改正	平成8年	4月20日	一部改正
平成11年	5月1日	一部改正	平成12年	5月6日	一部改正
平成13年	5月1日	一部改正	平成17年	4月28日	一部改正
平成18年	2月25日	一部改正	平成24年	1月21日	一部改正
平成29年	4月27日	一部改正	平成30年	4月26日	一部改正
令和2年	2月15日	第8条、第29条及び細則	一部改正		
令和4年	4月27日	会則・附則・細則	一部改正、規約変更		
令和4年	11月28日	会則・細則	一部改正		